

自家用給油取扱所施設からの油漏洩について

千葉市中央消防署臨港出張所の自家用給油取扱所施設において、過去に施設内外の土壌へ油（ガソリン）が漏洩していたことが判明しましたので、お知らせします。

なお、油漏洩について、現在のところ海域への流出は認められていません。

1 施設の所在地

中央区中央港1丁目5番1号 千葉市中央消防署臨港出張所内

2 施設概要

- (1) 種別 自家用給油取扱所（消防車両等へ給油する施設）
- (2) 設置年月日 昭和55年12月25日
- (3) 設置タンク 鋼製の10kℓの地下タンク2基（ガソリン・軽油各1基）

3 油漏洩の内容

- (1) 漏洩場所 地下タンク室内及び当該施設内外の土壌
- (2) 漏洩油種 ガソリン
- (3) 漏洩量 不明
- (4) 回収量 3,605ℓ（平成30年3月26日現在）

4 経緯

- (1) 平成29年9月9日に、同出張所の職員が当該施設における定期の漏洩検査を行ったところ、油分を確認した。
- (2) 原因調査のために、9月から11月にかけて地下タンク及び地下埋設配管の点検や、地下タンク内及び地下タンク室内の油の抜き取り作業等を実施したところ、周囲への漏洩が疑われたため、12月21日に当該敷地内外のボーリング調査を実施し土壌を分析した結果、ガソリン成分が検出された。
- (3) 12月以降、千葉海上保安部や市環境規制課などに対応協議を実施するとともに、周辺事業所（6か所）に事案を報告した。

5 原因

- (1) 平成29年11月時点でタンク本体の油を抜き取り、その後3回にわたり地下タンク及び埋設配管の気密検査を実施したところ、異常はなく、現状のタンク及び配管からの漏洩は認められなかったことから、過去に遡り調査した。
- (2) 平成27年3月20日に老朽と不具合により計量機を交換した際に、併せて気密検査を実施したところ、地下埋設配管が老朽により穴があいており、配管を交換していることが調査を進める中で判明し、本事案が漏洩の原因と推定される。
なお、直前の平成26年6月24日に実施した気密検査では、異常は認められていない。
- (3) 以上のことから、今回確認された油（ガソリン）については、平成26年6月から平成27年3月までの間に、地下埋設配管の腐食による穴から地下タンク室及び周辺土壌に漏洩したものと推定する。

6 今後の対応

関係機関と連携し、引き続き法令等に基づき油の回収及び土壌の原状回復を実施する。